

Ⅷ 新庁舎整備基本構想の実行にあたって ～構想の実現に向けて～

1 新庁舎整備のスケジュールについて

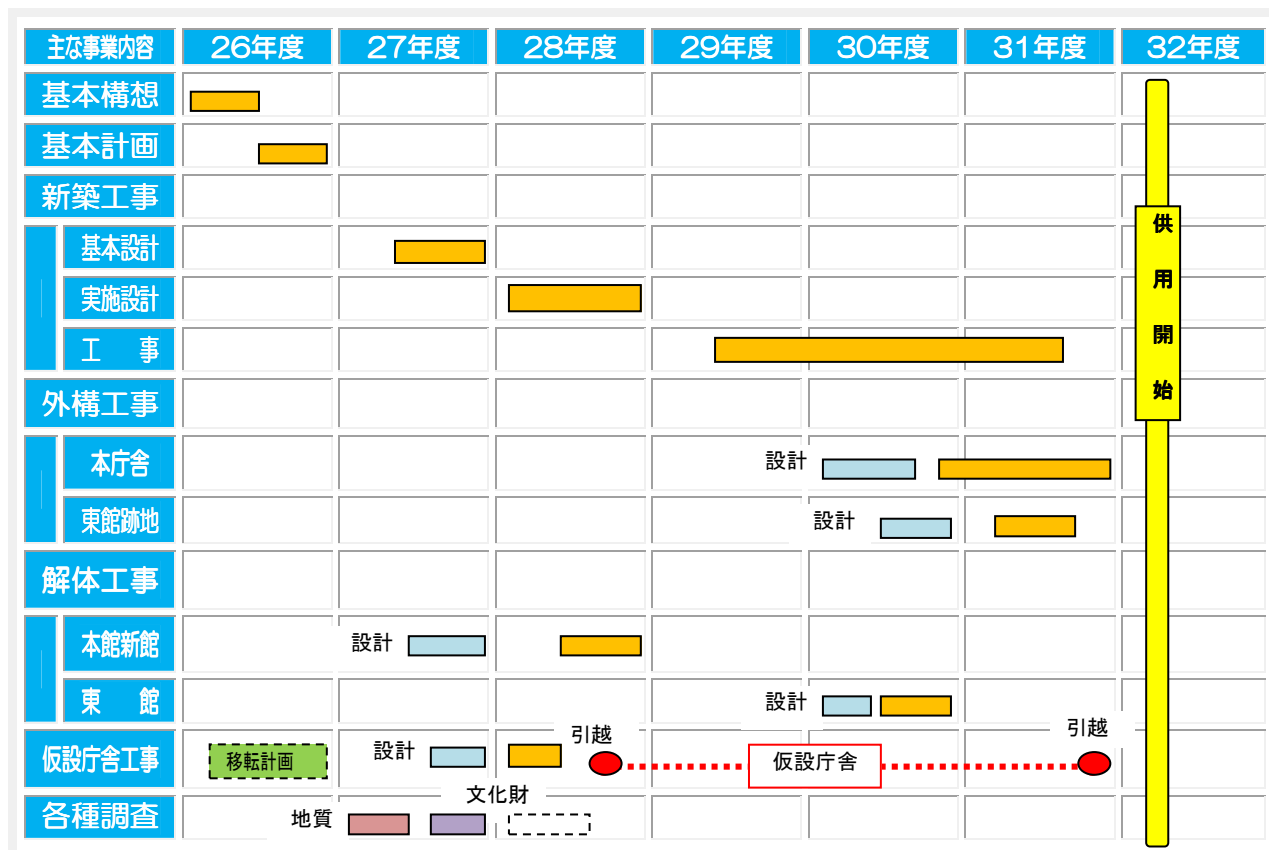
新庁舎の整備には、有利な財源として合併特例債の活用を想定しています。その活用期限は、当初合併翌年度から10年とされていたものが、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」により、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されました。本市は平成18年に合併していることから、平成32年度までの活用が可能であります。

平成32年度以降に本庁舎を整備した場合には、その費用の大部分を市が自己負担することが考えられ、健全な行財政運営を維持するうえで、また、市民の負担を軽減するためにも、平成32年度までに整備することが最善であると考えられます。

さらに、本庁舎の建替えは、現状の耐震性の問題や著しい老朽化等から早期に着手する必要があることから、事業完了の目標年度を『平成32年度』とします。

なお、整備スケジュールの具体的な内容については、今後定める整備方法や位置の検討結果を踏まえ、「基本計画」を策定する中で調整する必要があります。

新庁舎建設のスケジュール案（概要）



2 具現化に向けた推進体制について

庁舎整備検討委員会から「基本構想（案）」の答申を受け、平成26年度には、答申に基づき「基本構想」を策定し、その後、「基本計画」を策定する予定であります。

「基本構想」や「基本計画」の策定を進めるにあたっては、あらゆる機会を捉えて、市民の意見を集約し、また、適切な情報提供を行うなど市民の合意形成の熟度を、より一層向上するよう努めることが必要であります。

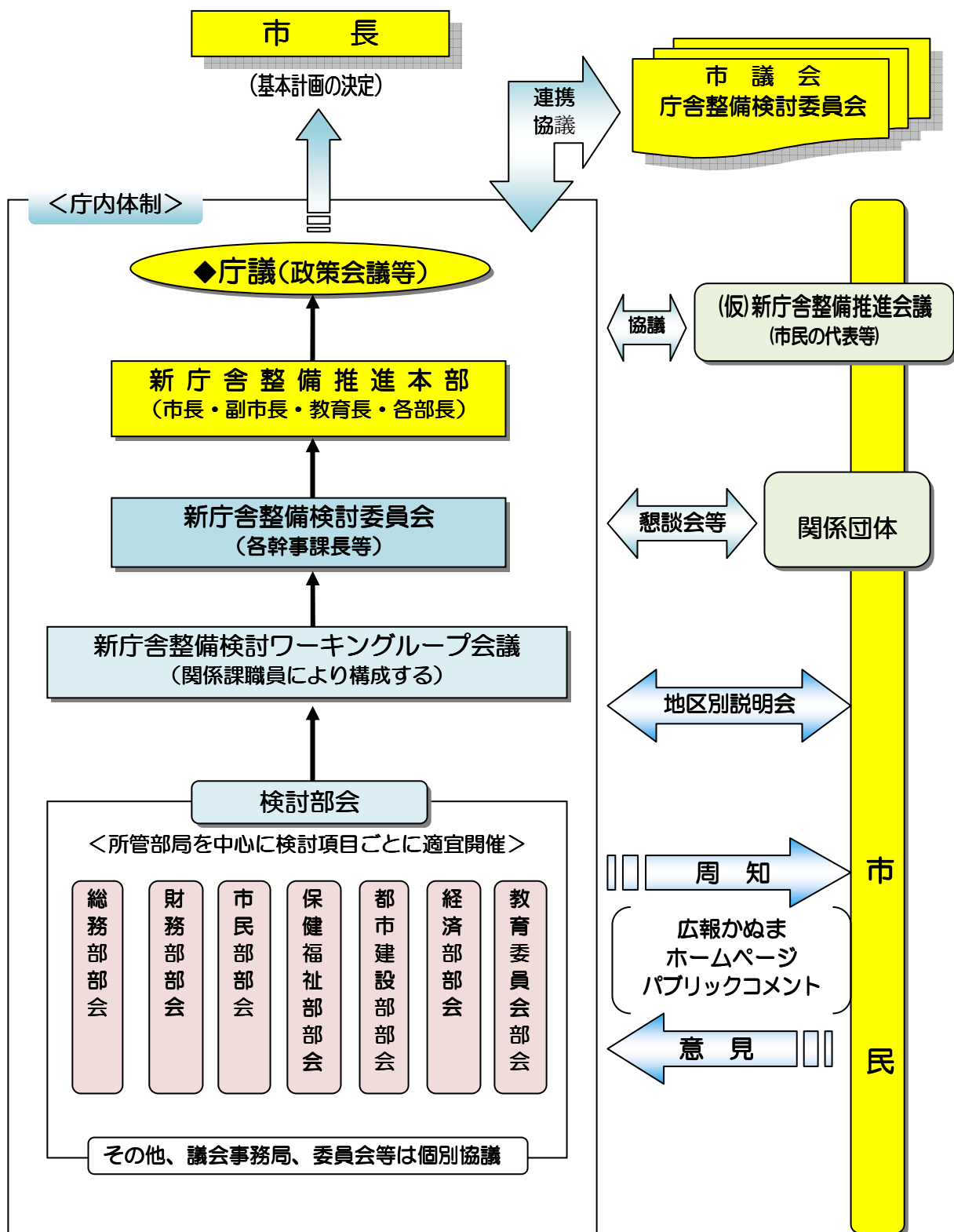
「基本構想」は、庁舎整備を具現化するための指針で、基本的な考え方をまとめたものでありますが、「基本計画」は、基本構想をより高度な計画にしたもので、基本構想に基づき、より詳細に具体化したものであります。

「基本計画」の策定における推進体制については、各部長を中心とした「推進本部」や各幹事課長による「検討委員会」、職員による「ワーキンググループ」を活用するとともに、各部局には「検討部会」を設置し、全庁的な推進体制を進めていきます。

また、推進体制に対する市民参加については、「広報かぬま」やホームページを利用した情報発信をはじめ、市民で構成する「推進会議」の設置や関係団体による「懇談会」の実施、さらには、地区別説明会やパブリックコメントなどのさまざまな方法により、広く市民の意見を収集できるよう必要に応じて多様な推進体制を確立していきます。

特に、「基本計画」の策定の過程に市民が参加し、市民の意向を反映させた計画を立案することで、より一層利用しやすい庁舎が実現できるとともに、市民交流や市民協働の場として、庁舎が活発に利用されることが期待されます。

新庁舎整備基本計画の策定における推進体制



~~~ おわりに ~~~

新庁舎整備基本構想の説明にあたって、市民をはじめ、関係団体や市議会などからいただいたご意見については、今後、庁舎整備の具体的な計画となる「基本計画」の策定等において、必要性を見極めながら十分に検討します。

特に、市民が必要とする情報の周知徹底を図り、庁舎整備に対する市民の更なる合意形成の熟度の向上に努めていきます。

“ワンストップサービス”や“ワン部局・ワンフロア”を基本にした「総合庁舎方式」による新庁舎整備の推進において、併せて行政組織の見直しも必要であると思われ、今後の社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに、よりの確かつ迅速に対応できる柔軟な組織を確立する必要があります。

特に、市民の目線に立ったわかりやすく、便利な組織などの体制づくりや職員の意識改革も大切であります。

さらに、本庁舎の規模縮小を見据えた業務体制の検討も必要であります。

